

## 令和5年度倉吉市あらゆる差別をなくする審議会議事録

- 1 日 時 令和5年8月24日（木）午後2時30分から午後3時30分まで
- 2 場 所 倉吉市役所第2庁舎3階303会議室（倉吉市堺町2丁目）
- 3 出席者 委員15名（全委員16名）、事務局（市民生活部長、人権政策課）4名
- 4 協議事項概要 ■：議長発言、○：委員発言

### （1）議事録の取扱い及び委員の交代について

（事務局）審議会での活発な議論を行うため、議事録は要約形式で、発言者の氏名を表記せず作成させていただく。また、倉吉市社会福祉協議会の代表委員が変更になったことを報告する。

### （2）倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画の進捗状況について

■進捗状況について事務局から説明をお願いします。

（事務局説明）資料1をもとに倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画の概要について説明する。なお、本日、資料2「基本計画」、資料4「アクションプラン（行動計画）」の本編も用意しているが、時間の都合上、詳しくは触れず、資料3、資料5及び資料6に分析資料を用意したので、それにより説明をさせていただく。

まずは、資料3により重要目標達成指標（KGI）の推移について説明させていただくが、推進方針1についてはわずかに減少となり、推進方針2及び3については微増となった。推進方針1については、市の様々な施策を推進している中で人権が保障されていると感じている市民の割合が減少しているが、コロナ禍の影響、インターネット等による差別等、差別事象の多様化、市民意識の向上により、スコアが減少したものと分析している。内閣府の世論調査によると、5年前に比べ、人権侵害が増加していると答えた国民の割合が増加しているとあり、これは全国的なトレンドである。推進方針2及び3については、コロナ禍の中、感染症対策を徹底し、事業の確実な実施に努めた成果であると感じている。なお、KGIのスコアについては、企画課が行っている市民意識調査の結果から集計した。

■ただ今、事務局から資料3について説明がありましたが、何かご意見はございませんか。

○市民意識調査の調査人数と回答率ほどの程度か。

回答率が少ないと感じるが、増加させるような工夫はされていないか。調査項目が多く、市民の負担になるような状況があるのではないか。QRコードやインターネットの活用ができないか。

（事務局）令和5年度の調査対象は2,504人、回答率は38.2%であった。

担当課でも苦心していると聞いている。今回お伝えした分析結果や振り返りは、あくまで推測のものであるので、今後、人権政策課が令和6年度から7年度にかけて、人権・同和問題に関する市民意識調査を実施し、原因等を分析していく予定。調査方法は検討中であるが、国勢調査のように電子申請システムの活用についても検討しており、設問項目については、継続性の原則から大幅に変更することは望ましいものではないが、回答者の負担にならないよう、工夫していきたいと考えている。調査は令和6年度末頃を予定しており、来年度の審議会に調査項

目案を提示し、委員のうちから5人程度を選出し、検討会議を組織して、協議を進めたいと考えている。

○KGIのスコアに最終的な目標のようなものは設定があるか。

(事務局) 基本計画の中では、最終年度の令和7年度にスコア5%程度増加を目標に設定している。

■続いて資料5及び6について事務局から説明をお願いします。

(事務局) 資料5は、アクションプランに記載している91の具体的事業の令和4年度の進捗状況を表にまとめたもので、目標が達成できなかった事業については備考欄にその原因を簡単に記載している。また、資料6については、目標が達成されなかった事業にスポットを当て、その原因等を分析したもので、令和4年度においては、91の具体的事業のうち、76事業が目標を達成し、15の事業については達成できなかった。達成率は92%となったが、前年比9ポイント増となっており、コロナ禍ではあったが、感染症対策を徹底し、インターネットを活用するなどして事業推進に努めた成果だと感じている。なお、達成することができなかった事業の主な原因は感染症対策によるものがほとんどである。感染症対策は、今年5月に5類に引き下げられ、以前のような事業が実施できるようになったので、令和5年度においては、成果のさらなる向上を目指している。

■ただ今、事務局から資料5及び6について説明がありましたが、何かご意見はございませんか。

○町内学習会は、長引くコロナ禍の中で、なかなか参加者が集まらず、教育・啓発活動に支障をきたしていた。この度、市職員の参加の取りまとめに自粛があったことを知ったが、今年度以降の参加率向上に期待する。

町内学習会の参加については、市職員も市民であることを考え、積極的な参加をして欲しい。

(事務局) 今年度は、既に職員課から地域の学習会に参加するよう、全職員に対し周知があったところ。参加率についても、取りまとめを再開すると聞いている。

○町内学習会の企画については、毎年苦心している。ある地域では、自治公民館が主体にならず、有志により「誰でも集まれる楽しい学習会」を企画をしたが、「人権」をテーマにしていると聞いた途端に場の雰囲気が変わったという状況を聞いた。人権学習は難しい部分があり、今後の人権啓発の問題の一つだと感じている。

(事務局) 市では、町内学習会を推進するにあたり、同和教育推進員を各自治公民館に設置しており、年に数回、研修会を実施している。その中で、各地区での特徴的な取り組みを紹介する機会があり、本日お聞きした件は、大変興味深い内容であり、是非、研修会で取り上げ、全市民的に紹介をしたいと考える。

○コロナ禍でこれまでできていなかったことが、感染症対策の分類が引き下げられたとは言え、以前の活動を再開するのは困難だと考えられる。特に若年層には関心も薄く、人権問題と聞く

と腰が引ける部分がある。現在は、SDGsがトレンドとなっており、人権問題も包括されているので、切り口を変えるなどの工夫をしてはどうか。

(事務局) 人権政策課では、コロナ禍でも学習機会を提供できるよう、感染症対策を徹底したり、インターネットを活用したライブ配信等を取り入れ事業推進を行った。その中で、ライブ配信については録画によるアーカイブにも対応しており、利用者からは、日時に関係なく、都合の良いときに学習することができるので、取組を継続して欲しいという意見が多数寄せられたことから、今後も継続し、市民のライフスタイルに合わせた学習機会の提供に努めている。

また、企画の切り口についても提案の内容を踏まえ、検討を進めたい。

○外国にルーツを持つ方には生活日本語を身に付けていただくことが非常に大事なことで全国的に外国人に配慮した「やさしい日本語教室」の取組が進められているが、倉吉市において特徴的な取り組みはあるか。

(事務局) 倉吉市人権文化センターでは、生活日本語を身に付けていただくために日本語教室を行っており、周辺町ではこういった取組を行っていないので、大変好評をいただいている。今後も、継続し、取組を進めていきたい。

■そのほかにご意見はございませんか。

(事務局) 先ほど、目標が達成できなかった事業の原因は感染症対策によるものがほとんどであると説明したが、該当しないものが二つある。登録型本人通知制度及びいじめ・不登校の未然防止と早期対応事業がこれにあたる。登録型本人通知制度については、登録者を毎年度5%増加させることを目標としており、啓発や周知に努めたが、目標を大きく下回っている状況にある。これについて原因等を分析した結果、登録しやすい環境づくりが不足しているのではないかという結論に至った。そのため、令和5年度以降は、登録申請を電子化し、パソコンやスマートフォンで自宅からいつでも登録できる環境を構築することに目標を変更する。いじめ・不登校の未然防止と早期対応事業については、目標を不登校児童生徒を毎年度10%減少させるとしていたが、全国的な傾向として不登校児童生徒は増加傾向にあり、児童生徒数により事業成果を図ることは適当でないと判断した。昔は不登校児童生徒は珍しい存在であったが、現代においてはクラスに何人かは存在する状況が当たり前になっており、現在求められている対策は、当該児童生徒に対し、様々な個別対応を行い、取り残さないことにあると考える。このことから、令和5年度からは、当該児童生徒への対応率に目標を変更する。

○登録型本人通知制度の電子申請手続きは、マイナンバーカードを利用することを想定しているか。また、申請者数の推移は把握しないのか。

(事務局) マイナンバーカードのデータを活用することは想定しておらず、本人確認ができる物の写真を撮っていただき、そのデータを申請画面に添付して手続きいただくことを想定している。申請者数については、目標値には掲げないが、事業進捗の概要欄に、年度ごとの登録者数を記載することを考えている。

(3) 倉吉市版パートナーシップ宣誓制度について

■それでは、次の協議事項について事務局から説明をお願いします。

(事務局) パートナーシップ宣誓制度とは、性的マイノリティの方がパートナーであることを行政に宣誓することにより、公的な証明書の交付を受け、これにより婚姻関係がないと受けられない行政サービスを利用できるようにするもので、都市部を中心に普及が進んでおり、人口カバー率は7割を超えている状況にある。現在日本では、同性婚は認められていないが、鳥取県においては、これを事実婚に相当する状況とみなし、県の裁量で利用できる制度においては、対応を行うようにするとのこと。人権政策課では、昨年度から当該制度の研究を進めていたところであるが、鳥取県が令和5年10月1日から制度を実施すると発表したため、市長と協議の上、本市においてもこれに追従し、同日から制度実施することとした。本日は、協議というよりも報告に近い形になったが、公式発表をする前に、審議会に諮らせていただいた。

○県の制度はどのような内容か。市での活用はどのようなものがあるか。

(事務局) 県では、電子申請を含め、対象者から申請を受付し、証明書を郵便で送付することとしている。市では、対応可能な制度を利用される際に、当該証明書を提示することで、対応を行うもの。身近な例でいえば、同性パートナーの子どもを保育園に迎えに行く際、通常であれば家族でなければ引き取りを拒否されることがあるが、当該証明書により保護者であることが公的に証明されることでトラブルなく対応できるなどのメリットがある。現時点では15の行政サービスを軸に市の制度設計を行っていく。

○海外では、性別欄を男性・女性のいずれにも属さない性自認を持つ人として「X」と表記する取組が進んでいるが、倉吉市ではそのような取組は検討されていないか。

(事務局) そのような対応は現時点では検討していない。

■協議事項については、以上で終わります。事務局からその他、何かございますか。

(事務局) 本日の審議会において、皆様から貴重なご意見、ご提言をいただいた。今後の計画推進に向けて生かしてまいりたいので、引き続き本市の人権施策の推進にご支援とご協力をいただきたい。

■それでは、本日の議事を終了させていただきます。